

昭和五十二年運輸省令第三十三号

放射性同位元素等車両運搬規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第五十九条及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）第十八条の規定に基づき、放射性物質車両運搬規則（昭和三十三年運輸省令第十六号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（趣旨）

第一条 放射性同位元素等を鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両により、工場又は事業所の外において運搬する場合は、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において使用する用語は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

一 核燃料輸送物 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「外運搬規則」という。）第一条第三号に定める核燃料輸送物という。

二 放射性輸送物 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の第三項に定める放射性輸送物（同条第二項に定めるIP-1型輸送物、IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物を含む。）をいう。

三 オーバーバック 荷送人によつて核燃料輸送物又は放射性輸送物が箱又は袋等（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せず、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものを除く。）に収納され、又は包装されているものをいう。

四 車両 鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車又は軽車両をいう。

五 コンテナ 運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬器具であつて、反復使用に耐える構造

及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。

六 タンク 運搬器具として用いられるタンクをいう。

七 放射性輸送物等 放射性輸送物、放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーバック又は放射性輸送物が収納されているコンテナをいう。

八 専用積載 大型コンテナ（内容積が三・〇立方メートルを超えるコンテナをいう。以下同じ。）又は車両が一の荷送人によつて専用され、かつ、運搬する物の積込み、取卸し及び運搬中の取扱いが荷送人又は荷受人の指示によつて行われる積載の方法をいう。

九 積載場所 放射性輸送物等（施行規則第十八条の第三項第一号に定めるL型輸送物（以下「L型輸送物」という。）、L型輸送物のみが収納される又は包装されているオーバーバック及びL型輸送物のみが収納されているコンテナ（以下「L型輸送物等」という。）を除く。第八条及び第十一条から第十五条までにおいて同じ。）は、関係者以外の者が通常立ち入る場所で積込み、取卸し等の取扱いをしはならない。ただし、縄張、標識の設置等の措置を講じた場合には、この限りでない。

十 積載方法等 放射性輸送物等の積込み又は取卸しは、放射性輸送物の安全性が損なわれないように行わなければならない。

十一 放射性輸送物等は、運搬中において移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれないように積載しなければならない。

十二 放射性輸送物等は、関係者以外の者が通常立ち入る場所に積載してはならない。

第十三条 表面からの平均熱放出率が十五ワット毎平方メートルを超える放射性輸送物等は、熱を除去する装置の設置その他の特別な措置を講じない限り他の貨物と混載してはならない。

第十四条 放射性輸送物等は、次に掲げるものと同一の車両に混載してはならない。

一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）

三 揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体で引火点が五十度（専用積載の場合にあつては、八十五度）以下のもの

四 塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類で酸の含有量が体積百分率で十パーセントを超えるもの

五 前各号に掲げるもののほか、放射性輸送物の安全な運搬を損なうおそれのある物質（コンテナ又はオーバーバックに係る線量当量率等）

第十六条 放射性輸送物が収納されているコンテナ又は放射性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーバックの線量当量率（外運搬規則第四条第七号に基づき原子力規制委員会の定める線量当量率をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ、当該各号に定める値を超えてはならない。

一 表面 線量当量率の最大値（以下「最大線量当量率」という。）が二ミリシーベルト毎時

二 表面から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時

三 放射性輸送物が収納されているコンテナ又はオーバーバックの表面の放射性同位元素の放射能面密度は、告示で定める密度（以下「表面密度限度」という。）を超えてはならない。

（輸送指数及び臨界安全指数）

第十七条 輸送物（核燃料輸送物及び放射性輸送物をいう。以下この条、第九条第二項及び第三項並びに第十七条第五項、第十一項及び第十六項において同じ。）、オーバーバック及び輸送物が収納されているコンテナ（同条第四項に定める汚染物等が収納されているものを除く。）については、輸送指数を定め、かつ、外運搬規則第十三条に定める核分裂性輸送物（以下「核分裂性輸送物」という。）、核分裂性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーバック及び核分裂性輸送物が収納されるコンテナについては、臨界安全指数を定めるものとする。ただし、L型輸送物（外運搬規則第三条第一項第一号に定めるL型輸送物を含む。以下この項において同じ。）、L型輸送物のみが収納され、又は包装されているオーバーバック及びL型輸送物のみが収納されているコンテナについては、この限りでない。

第十八条 前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一 輸送物にあつては、当該輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百分を乗じて得た値。ただし、コンテナ又はタンクが容器として使用されている輸送物にあつては、当該値に、次の表の上欄に掲げるコンテナ又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。

二 輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている輸送物及びオーバーバックについて前二号による値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百分を乗じて得た値に、第一号の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

三 輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている輸送物及びオーバーバックについて前二号による値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百分を乗じて得た値に、第一号の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

四 第一項の臨界安全指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。この場合において、当該決定に用いられる輸送制限個数が無制限であるときは、当該値を〇とすることができる。

一 一平方メートル以下の場合

二 一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合

三 五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合

四 二十平方メートルを超える場合

一 オーバーバックにあつては、当該オーバーバックに収納され、又は包装されている輸送物について前号による値を合計して得た値。

二 オーバーバックが容易に変形しない構造を有するオーバーバックにあつては、当該オーバーバックの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百分を乗じて得た値に、前号の表の上欄に掲げるオーバーバックの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値とする。

三 輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている輸送物及びオーバーバックについて前二号による値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百分を乗じて得た値に、第一号の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

四 第一項の臨界安全指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。この場合において、当該決定に用いられる輸送制限個数が無制限であるときは、当該値を〇とすることができる。

<p>四 放射性輸送物の容器として使用されているコンテナ若しくはタンク</p>	<p>一 核分裂性輸送物にあつては、当該核分裂性輸送物の輸送制限個数（外運搬規則第十一条第二款又はホで定める輸送制限個数のうちいずれか小さい値とする。）で五十を除して得た値</p> <p>二 オーバーバックにあつては、当該オーバーバックに収納され又は包装されている核分裂性輸送物について前号による値を合計して得た値</p> <p>三 核分裂性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている核分裂性輸送物及びオーバーバックについて前号による値を合計して得た値</p> <p>（標識又は表示）</p> <p>第八条 次の表の上欄に掲げる放射性輸送物等には、それぞれ、告示で定める標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならない。</p>
---	---

<p>四 放射性輸送物の容器として使用されているコンテナ若しくはタンク</p>	<p>（第十七条第一項に規定する場合にタンクの表面として使用されているコンテナの四箇所又はタンクを除く。以下この号から第六号までにおいて同じ。）又は放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、表面における最大線量当量率が五マイクロシーベルト毎時以下であり、かつ、輸送指数が〇であるもの</p> <p>五 放射性輸送物の容器として使用されているコンテナ若しくはタンク四側面又は又は放射性輸送物が収納されているタンクの表面の四箇所</p> <p>六 前二号に掲げるコンテナ又はタンク以外のコンテナ又はタンク</p> <p>七 次に掲げる放射性輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該各号に定める事項を、耐久性のある方法で、鮮明に表示しておくなければならない。</p> <p>一 すべての放射性輸送物 荷送人若しくは荷受人の氏名又は名称及び住所並びに当該放射性同位元素等に係る告示で定める国連番号</p> <p>二 放射性輸送物（L型輸送物を除く。） 当該放射性同位元素等の告示で定める品名</p> <p>三 総重量が五十キログラムを超える放射性輸送物 総重量</p> <p>四 施行規則第十八条の三第一項第二款に定めるA型輸送物 「A型」の文字又は「TYPE A」の文字</p> <p>五 施行規則第十八条の三第一項第三款に定めるB型輸送物（以下「B型輸送物」という。） 「B型」の文字又は「TYPE B（M）」の文字</p> <p>六 施行規則第十八条の三第一項第三款に定めるBU型輸送物（以下「BU型輸送物」という。） 「BU型」の文字又は「TYPE B（U）」の文字</p> <p>七 施行規則第十八条の三第二項に定めるIP1型輸送物 「IP1型」の文字又は「TYPE IP1」の文字</p> <p>八 施行規則第十八条の三第二項に定めるIP2型輸送物 「IP2型」の文字又は「TYPE IP2」の文字</p>
---	--

<p>七 放射性輸送物が収納されている大型コンテナであつて、告示で定める品名の放射性同位元素</p>	<p>九 施行規則第十八条の三第二項に定めるIP3型輸送物 「IP3型」の文字又は「TYPE IP3」の文字</p> <p>十 第四号から前号まで（第七号を除く。）に掲げる放射性輸送物 当該輸送容器の告示で定める識別記号</p> <p>三 次に掲げるオーバーバックには、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該各号に定める事項を、耐久性のある方法で、鮮明に表示しておくなければならない。</p> <p>一 放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーバック 「オーバーバック」の文字又は「OVERPACK」の文字</p> <p>二 放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーバック（個々の放射性輸送物に表示された前項第一号及び第二号に定める事項が外部から容易に確認できる場合を除く。） 荷送人若しくは荷受人の氏名又は名称及び住所並びに当該放射性同位元素等に係る告示で定める国連番号</p> <p>三 放射性輸送物（L型輸送物を除く。）が収納され、又は包装されているオーバーバック（個々の放射性輸送物に表示された前項第一号及び第二号に定める事項が外部から容易に確認できる場合を除く。） 当該放射性同位元素等の告示で定める品名</p> <p>四 B型輸送物及びBU型輸送物には、当該放射性輸送物の容器又は包装の耐火性及び耐火性を有する最も外面の表面に、告示で定めるマークであつて、耐火性及び耐火性を有するものを明確に表示しなければならない。</p> <p>五 放射性輸送物（L型輸送物を除く。）の容器として使用されている大型コンテナ若しくはタンク又は放射性輸送物が収納されている大型コンテナ（L型輸送物のみが収納されているものを除く。第六項において同じ。）には、告示で定める当該タンク標識を当該大型コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。</p> <p>六 前項のコンテナ標識に代えて、第一項の表第四号、第五号若しくは第六号又は第十八条第四項の標識を当該コンテナ標識の寸法に拡大して付すことができる。この場合において、第一項又は第十八条第四項の規定にかかわらず、第一項の表第四号、第五号若しくは第六号又は第十八条第四項の標識を付すことを要しない。</p>
--	---

<p>二 核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指数の合</p>	<p>又は放射性汚染物（以下「放射性同位元素等」という。）のうち、同一品名のもの（以下「同一放射性同位元素等」という。）のみが当該放射性輸送物に収納されているもの（本邦内のみを運搬されるものを除く。）を専用積載で運搬する場合に、告示で定めるところにより当該放射性同位元素等の国連番号を当該大型コンテナに表示しなければならない。</p> <p>（積載限度）</p> <p>第九条 放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーバックであつて、輸送指数が十を超えるもの又は臨界安全指数が五十を超えるものは、積載してはならない。ただし、専用積載で運搬する場合には、この限りでない。</p> <p>二 放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、輸送指数又は臨界安全指数が五十を超えるものは、積載してはならない。ただし、専用積載（車両を専用してする専用積載に限る。次項並びに第十七条第十一項及び第十三項において同じ。）で運搬する場合であつて、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。</p> <p>一 核分裂性輸送物が収納されていないこと。</p> <p>二 核分裂性輸送物が収納されている場合にあっては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指数の合計が五十を超えないこと。ただし、当該コンテナが、当該コンテナに収納されていない輸送物、オーバーバック及びこれらのものが収納されているコンテナから常に六メートル以上隔離される場合にあっては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指数の合計が百を超えないこと。</p> <p>三 放射性輸送物等を積載する場合において、一の車両（二以上の自動車連結されている場合にあっては、当該二以上の自動車。以下同じ。）に積載する輸送物（オーバーバックに収納され、又は包装されているもの及びコンテナに収納されているものを除く。）、オーバーバック（コンテナに収納されているものを除く。）及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計及び臨界安全指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、専用積載で運搬する場合であつて、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。</p> <p>一 核分裂性輸送物を積載しないこと。</p> <p>二 核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指数の合</p>
---	---

計が五十を超えないこと。ただし、当該車両が、当該車両に積載されていない輸送物、オーバーパック及びこれらのものが収納されているコンテナから常に六メートル以上隔離される場合にあつては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指数の合計が百を超えないこと。

4 核分裂性輸送物、核分裂性輸送物が収納され、若しくは包装されているオーバーパック（以下「核分裂性輸送物等」という。）及び核分裂性輸送物等が収納されているコンテナを車両の数箇所に集貨（核分裂性輸送物等及び核分裂性輸送物等が収納されているコンテナであつて、他の核分裂性輸送物等及び核分裂性輸送物等が収納されているコンテナとの距離が六メートル未満であるものの集合をいう。）として積載するとき、又はコンテナに核分裂性輸送物等を集貨として収納するときは、これらの臨界安全指数の合計は各集貨ごとに五十を超えてはならない。

5 施行規則第十八条の三第二項に定めるIPI-1型輸送物、IPI-2型輸送物又はIPI-3型輸送物を積載する場合において、一の車両に積載する外運搬規則第三条第二項に定めるIPI-1型輸送物、IPI-2型輸送物及びIPI-3型輸送物並びに施行規則第十八条の三第二項に定めるIPI-1型輸送物、IPI-2型輸送物及びIPI-3型輸送物（以下「IPI型輸送物等」という。）を収納されている汚染物等（外運搬規則第三条第二項に定める低比放射性物質及び表面汚染物並びに施行規則第十八条の三第二項に定める低比放射性同位元素及び表面汚染物）をいう。第十七条第十二項において同じ。）の放射能の量の合計は、告示で定める量を超えてはならない。

（車両に係る線量当量率等）
 第十条 放射性輸送物等を車両に積載した状態における線量当量率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ当該各号に定める値を超えてはならない。
 一 車両の表面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面） 最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時
 二 車両の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあっては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時

三 車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所 最大線量当量率が二十マイクロシーベルト毎時
 2 放射性輸送物等を運搬する車両については、積み込み及び取卸しを終了した場合には、放射性同位元素等による当該車両の表面の汚染の程度が告示で定める基準を超えないようにしなければならない。

（車両に係る標識）
 第十一条 放射性輸送物等を積載した車両には、告示で定める車両標識をその両側面及び後面（鉄道、新設軌道及び索道にあつては、両側面に限る。）の見やすい箇所に付さなければならない。ただし、第八条第五項に定めるコンテナ標識（同条第六項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）を付した大型コンテナ又はタンクを運搬する場合であつて、当該コンテナ標識に「放射性」の文字の表示があり、かつ、運搬中外部から視認できるときは、当該コンテナ標識をもつてこれに代えることができる。

2 放射性輸送物等であつて、同一放射性同位元素のみが収納されているもの（本邦内のみを運搬されるものを除く。）を専用積載で運搬する場合に於ては、告示で定めるところにより当該放射性同位元素等の国連番号を当該車両に表示しなければならない。ただし、前項ただし書の規定に基づきコンテナ標識（第八条第六項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。）をもつて前項の車両標識に代えた場合には、この限りでない。
 3 夜間においては、放射性輸送物等を運搬する併用軌道、無軌条電車、自動車及び軽車両の前面及び後面（軽車両にあつては、後部に限る。）の見やすい箇所に赤色灯を付け、それを点灯しなければならない。

第十二条 放射性輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、第五条第二項第一号から第三号までに掲げるもの（第三号に掲げるものにあつては、引火点が二十五度以下のものに限る。）を積載した車両と三両以上離して連結しなければならない。この場合において、ボギー車一両は、二両とみなす。

2 放射性輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、放射性輸送物等又は核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第十二条第一項に規定する核燃料輸送物等を積載

した他の車両と一両以上離して連結しなければならない。
 （取扱方法等を記載した書類の携行）
 第十三条 放射性輸送物等を運搬する場合には、放射性輸送物の種類、量、取扱方法その他運搬に関し留意すべき事項及び事故が発生した場合の措置について記載した書類を携行しなければならない。

（交替運転者等）
 第十四条 放射性輸送物等を自動車により長距離にわたる、又は夜間に運搬する場合であつて、運転者が疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、交替するための運転者の配置その他当該自動車の安全な運転の確保のために必要な措置を講じなければならない。

（見張人）
 第十五条 放射性輸送物等（施行規則第二十四条の二の八第一項の表第一号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物、当該放射性輸送物が収納され、又は包装されているオーバーパック及び当該放射性輸送物が収納されているコンテナを除く。）を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。）する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、非開放型のコンテナ又は車両に施錠等の措置がなされておらず、そのため関係者以外の者が当該放射性輸送物に容易に近づけない場合を除く。

（同乗制限）
 第十五条の二 第八条第一項の表第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる放射性輸送物等を運搬する場合には、当該放射性輸送物等を積載した自動車又は軽車両において運搬に従事する者が通常乗車する場所に、関係者以外の者を同乗させてはならない。

（放射線防護計画）
 第十五条の三 許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む）、届出版業者、届出貨業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（次条において「許可届出使用者等」という。）は、放射性輸送物等の運搬に際して適切に放射線障害を防止することができるように、放射線の線量の測定方法その他の告示

で定める事項について記載した放射線防護計画を定めなければならない。
 （教育及び訓練）
 第十五条の四 許可届出使用者等は、運搬に従事する者に対し、放射性輸送物等の取扱い方法その他の告示で定める事項について、運搬に従事するのに必要な知識及び技能を保有するよう、教育及び訓練を行わなければならない。

（BM型輸送物の運搬に係る措置）
 第十六条 BM型輸送物又はBM型輸送物が収納されているコンテナを運搬する場合には、放射線測定器及び保護具を携行しなければならない。

2 BM型輸送物又はBM型輸送物が収納されているコンテナを運搬する場合には、放射性同位元素の取扱いに關し専門的知識を有する者を同行させ、当該放射性輸送物の保安のため必要な監督を行わせなければならない。
 （特定放射性同位元素の運搬に係る措置等）
 第十六条の二 施行規則第二十四条の二の八第一項の表第一号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物を運搬する場合には、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 非開放型の車両又はコンテナに積載して運搬する場合には、当該車両又はコンテナを施錠すること。ただし、特定放射性同位元素の防護のため施錠と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。
 二 放射性輸送物は、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な方法で積載すること。
 三 放射性輸送物を運搬する車両については、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じること。
 四 放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な連絡体制を整備すること。

五 放射性輸送物の運搬に關する責任者（放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置について知識及び経験を有する者に限る。）を配置し、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じさせること。
 六 放射性輸送物の運搬に關する見張人を配置し、放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講じさせること。ただし、特定放射性同位元素の防護のた

め見張人の配置と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

七 放射性輸送物の盗取、放射性輸送物の取扱に對する妨害行為若しくは放射性輸送物を運搬する車両若しくは特定放射性同位元素の防護のために必要な設備若しくは装置に對する破壊行為が行われるおそれがあり、又は行われたときにおいて、迅速かつ確実に対応できるように適切な計画を作成すること。

八 特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。

二 施行規則第二十四条の二の八第一項の表第二号に規定する特定放射性同位元素を含む放射性輸送物を運搬する場合には、前項(第四号、第六号及び第七号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項第八号中「詳細な事項は」とあるのは、「詳細な事項(放射性輸送物の運搬経路に関するものに限る。)」は」と読み替えるものとする。

(放射性輸送物としないうで運搬できる低比放射性同位元素等の運搬)

第十七条 施行規則第十八条の十一第一号に定める低比放射性同位元素及び同条第二号に定める表面汚染物を放射性輸送物としないうで運搬する場合には、次項から第十七項までの規定によらなければならない。

二 前項に定める低比放射性同位元素又は表面汚染物(以下「低比放射性同位元素等」という。)が収納されているコンテナ又はタンクの線量当量率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ、当該各号に定める値を超えてはならない。

一 表面 最大線量当量率が二ミリシーベルト毎時
二 表面から一メートル離れた位置 最大線量当量率が百マイクロシーベルト毎時
三 低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンクの表面(当該コンテナ又はタンクを専用積載で運搬する場合にあつては、外表面に限る。)の放射性同位元素の放射能面密度は、表面密度限度を超えてはならない。

四 汚染物等(外運搬規則第十三条第一号に定める低比放射性物質及び第一項に定める低比放射性同位元素並びに同条第二号に定める表面汚染物及び同項に定める表面汚染物に限る。以下この条(第十二項を除く。)において同じ。)並び

に汚染物等が収納されているコンテナ及びタンクについては、輸送指数を定め、かつ、核分裂性輸送物が収納されているコンテナについては、臨界安全指数を定めるものとする。

五 前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。この場合において、当該決定に用いられる値が〇・〇五以下であるときは、告示で定めるところにより当該値を〇とすることができる。

一 汚染物等(タンクに収納されているものを除く。)及び汚染物等が収納されているタンクにあつては、当該汚染物等又は当該タンクの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、次の表の上欄に掲げる汚染物等又はタンクの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。ただし、汚染物等のうち、告示で定めるウラン又はトリウムの精鉱にあつては、当該ウラン又はトリウムの精鉱の集積の表面(タンクに収納されている場合にあつては、当該タンクの表面)から一メートル離れた位置における最大線量当量率を告示で定める値とすることができる。

一	一平方メートル以下の場合	一
二	一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	二
三	五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	三
四	二十平方メートルを超える場合	十

二 汚染物等が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている汚染物等及び汚染物等が収納されているタンクについて前号による値を合計して得た値(当該コンテナに輸送物が収納されている場合にあつては、当該値と同一のコンテナに収納されている輸送物(オーバーパック)に収納され、又は包装されているものを除く。)及びオーバーパックについて第七条第二項第一号及び第二号による値を合計して得た値)又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大線量当量率をミリシーベルト毎時単位で表した値に百を乗じて得た値に、前号の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値。

第四項の臨界安全指数は、コンテナに収納されている核分裂性輸送物について当該核分裂性

輸送物の輸送制限個数が五十を除いて得た値を合計した値とする。この場合において、当該決定に用いられる輸送制限個数が無制限であるときは、当該値を〇とすることができる。

七 低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンクには、告示で定める標識を当該コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。

八 低比放射性同位元素等が収納されている大型コンテナ又はタンクには、告示で定めるコンテナ標識を当該大型コンテナの四側面又は当該タンクの表面の四箇所に付さなければならない。

九 前項のコンテナ標識に代えて、第七項又は次条第四項の標識を当該コンテナ標識の寸法に拡大して付すことができる。この場合において、第七項又は次条第四項の規定にかかわらず、第七項又は次条第四項の標識を付すことを要しない。

十 告示で定める品名の低比放射性同位元素のうち、同一品名のもの(以下「同一低比放射性同位元素等」という。)のみが収納されている大型コンテナ又はタンク(本邦内のみを運搬されるものを除く。)を運搬する場合には、告示で定めるところにより当該低比放射性同位元素等の国連番号を当該大型コンテナ又はタンクに表示しなければならない。

十一 低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載する場合において、一の車両に積載する汚染物等(コンテナ又はタンクに収納されているものを除く。)、汚染物等が収納されているタンク及びこれらのものが収納されているコンテナの輸送指数の合計及び臨界安全指数の合計又は当該値と同一の車両に積載する輸送物(オーバーパック)に収納され、又は包装されているもの及びコンテナに収納されているものを除く。)、オーバーパック(コンテナに収納されているものを除く。)、及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指数若しくは臨界安全指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、専用積載で運搬する場合であつて、次の各号の基準のいずれかに適合するときは、この限りでない。

一 核分裂性輸送物を積載しないこと。
二 核分裂性輸送物を積載する場合にあつては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指数の合計が五十を超えないこと。ただし、当該車両が、当該車両に積載されていない輸送物、オ

ーバーパック、汚染物等が収納されているタンク及びこれらのものが収納されているコンテナから常に六メートル以上隔離される場合にあつては、当該核分裂性輸送物の臨界安全指数の合計が百を超えないこと。

第一項に定める表面汚染物を積載する場合において、一の車両に積載する当該表面汚染物及び外運搬規則第十三条第二号に定める表面汚染物の放射能の量の合計又は当該量と同一の車両に積載するIP型輸送物等に収納されている汚染物等の放射能の量の合計は、告示で定める量を超えてはならない。

十三 低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ若しくはタンクを運搬する車両については、積込み及び取卸しを終了した場合には、放射性同位元素等による当該車両の表面(専用積載で運搬する場合にあつては、外表面に限る。)の汚染の程度が告示で定める基準を超えないようにしなければならない。

十四 低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載した車両には、告示で定める車両標識をその両側面及び後面(鉄道、新設軌道及び索道にあつては、両側面に限る。)の見やすい箇所

に付さなければならない。ただし、第八項に定めるコンテナ標識(第九項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。)を付した大型コンテナ又はタンクを運搬する場合であつて、当該コンテナ標識に「放射性」の文字の表示があり、かつ、運搬中外部から視認できるときは、当該コンテナ標識をもつてこれに代えることができる。

十五 同一低比放射性同位元素等又は同一低比放射性同位元素等のみが収納されているコンテナ若しくはタンク(本邦内のみを運搬されるものを除く。)のみを車両により運搬する場合には、告示で定めるところにより当該低比放射性同位元素等の国連番号を当該車両に表示しなければならない。ただし、前項ただし書の規定に基づきコンテナ標識(第九項の規定に基づき拡大して付された標識を含む。)をもつて前項の車両標識に代えた場合にあつては、この限りでない。

十六 低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ若しくはタンクを積載した鉄道又は軌道の車両は、輸送物(L

を積載した鉄道又は軌道の車両は、輸送物(L

型輸送物及び外運搬規則第三条第一項第一号に定められるL型輸送物を除く。)、当該輸送物が収納される、若しくは包装されているオーバーパック、汚染物等、汚染物等が収納されているタンク又はこれらのものが収納されているコンテナを積載した他の車両と一両以上離して連結しなければならぬ。

17 第三条から第五条まで、第九条第二項、第十条第一項、第十一条第三項、第十二条第一項及び第十三条から第十五条の二までの規定は、低比放射性同位元素等を運搬する場合に準用する。この場合において、これらの規定(第十五条の二を除く。)中「放射性輸送物」とあるのは「低比放射性同位元素等」と、「放射性輸送物等」とあるのは「低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ若しくはタンク」と、第十五条の二中「第八条第一項の表第二号、第三号、第五号又は第六号に掲げる」とあるのは「告示で定める」と、「放射性輸送物等」とあるのは「低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ又はタンク」と読み替えるものとする。(特別措置等)

第十八条 第六条、第九条(前条第十七項において第九条第二項を準用する場合を含む。)、第十条(前条第十七項において第十条第一項を準用する場合を含む。))並びに前条第一項から第三項まで及び第十一項から第十三項までの規定に従つて運搬することが著しく困難な場合であつて、安全な運搬を確保するために必要な措置を講じ、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の国土交通大臣の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。

2 第六条第一項、第十条第一項第二号(前条第十七項において準用する場合を含む。))並びに前条第一項及び第二項の規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の国土交通大臣の承認を受けた場合には、これらの規定によらないで運搬することができる。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定によらないで運搬するときは、それぞれ、同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

一 第六イ 専用積載で運搬すること。
第一号

ロ 関係者以外の者が当該オーバーパック又はコンテナに近づくことを防止する措置を講じること。
ハ 運搬中に積込み及び取卸しをしないこと。
ニ 表面において最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

二 第六 専用積載で運搬すること。
第三 第十 当該車両の前面、後面及び両側面(車第一項両が開放型のものである場合にあつて第二号は、その外輪郭に接する垂直面)から(前条第十二メートル離れた位置において最大線七項にお量当量率が百マイクログローベルト毎時を越えないこと。
四 前条イ 専用積載で運搬すること。
第二項第ロ 関係者以外の者が当該コンテナ又はタンクに近づくことを防止する措置を講じること。
ハ 運搬中に積込み及び取卸しをしないこと。
ニ 表面において最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

五 前条 専用積載で運搬すること。
第二項第ニ 表面において最大線量当量率が十ミリシーベルト毎時を超えないこと。

3 施行規則第十八条の五第七号及び第八号、第十八条の六第一号、第十八条の七第一号、第十八条の八、第十八条の九第一号及び第二項第一号、第十八条の十第一号及び第二項第一号並びに第十八条の十二の規定により原子力規制委員会の承認を受けて放射性同位元素等又は放射性輸送物を運搬しようとする場合には、安全な運搬を確保するために必要な措置(これらの規定(施行規則第十八条の五第八号及び第十八条の十一を除く。))により原子力規制委員会の承認を受けて表面における線量当量率が二ミリシーベルト毎時を超えないこととする場合にあつては、次の各号に掲げる措置を講じ、かつ、安全上支障がない旨の国土交通大臣の承認を受けなければならない。
一 関係者以外の者が当該放射性輸送物に近づくことを防止する措置を講じること。

一 第六イ 専用積載で運搬すること。
第一号

4 二 運搬中に積込み及び取卸しをしないこと。
第一項及び前項の規定により放射性同位元素等、放射性輸送物等、低比放射性同位元素等又は低比放射性同位元素等が収納されているコンテナ若しくはタンクを運搬する場合には、専用積載で運搬しなければならない。また、第八条第一項又は前条第七項の規定にかかわらず、それらの表面(放射性同位元素等及び低比放射性同位元素等の表面を除く。)の二箇所(コンテナ又は当該タンクの表面の四箇所)に告示で定める標識を付さなければならない。
(運搬の安全の確認)

第十九条 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百五十九号)第十六条(同令第十九条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の放射性同位元素等として国土交通省令で定めるものは、BM型輸送物又はBU型輸送物として運搬される放射性同位元素等とする。
第二十条 法第十八条第二項の国土交通大臣の確認(以下「運搬の安全の確認」という。)を受けようとする者は、運搬前に、運搬に関する計画書を国土交通大臣に提出しなければならない。

第二十一条 国土交通大臣は、運搬の安全の確認をしたときは、確認証を交付するものとする。
(報告徴収)
第二十二条 国土交通大臣は、法第十八条第一項、第二項及び第四項の規定の施行に必要な限度で、許可届出使用者(表示付認証機器届出使用者を含む。)、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者に対し、放射性同位元素等の運搬の状況その他の事項について報告させることができる。
附 則 抄
1 この省令は、昭和五十三年一月一日から施行する。
附 則 (昭和五十三年二月二八日運輸省令第七三三号)
この省令は、原子力基本法等の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第八十六号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(昭和五十三年四月四日)から施行する。
附 則 (昭和五十一年一月二四日運輸省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和五十六年五月一八日運輸省令第二六号)
この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第五十二号)の施行の日(昭和五十六年五月十八日)から施行する。
附 則 (平成元年二月二七日運輸省令第七五号) 抄
施行期日
第一条 この省令は、平成元年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
(放射性同位元素等車両運搬規則の一部改正に伴う経過措置)
第五条 第八条の規定による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則の規定は、施行日以後に開始される放射性同位元素等の運搬について適用し、同日前に開始される放射性同位元素等の運搬については、なお従前の例による。
附 則 (平成二年二月三日運輸省令第三四号) 抄
施行期日
第一条 この省令は、平成三年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現に運搬されている放射性同位元素等又は核燃料物質等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。
2 第一条の規定による改正前の放射性同位元素等車両運搬規則又は第二条の規定による改正前の核燃料物質等車両運搬規則の定めるところにより、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「放射線障害防止法」という。))第十八条の二第二項又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。))第五十九条の二第二項(第六十六条第二項において準用する場合を含む。))に規定する確認(放射線障害防止法第四十一条の十一第一項に定める指定運搬方法確認機関が行う確認を含む。))を受けて施行日以後開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬については、第一条の規定による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則又は第二条の規定による改正後の核燃料物質等車両

運搬規則の規定にかかわらず、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附則（平成七年九月二十八日運輸省令第五二号）

この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第五十九号）の施行の日（平成七年九月三十日）から施行する。

附則（平成九年三月二十八日運輸省令第一二二号）

この省令は、高圧ガス取締法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成九年四月一日）から施行する。

附則（平成二二年一月二十九日運輸省令第三九号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成二三年六月二十五日国土交通省令第一〇一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十三年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
（放射性同位元素等車両運搬規則の一部改正に伴う経過措置）
第四条 この省令の施行の際に運搬されている放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでの間は、第三条の規定による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則（以下この条において「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に第三条の規定による改正前の放射性同位元素等車両運搬規則の定めるところにより、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下この条において「放射線障害防止法」という。）第十八条の二第二項に規定する確認（放射線障害防止法第四十一条の十一第一項に定める指定運搬方法確認機関が行う確認を含む。）を受けて、施行日以後運搬された放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでの間は、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 国土交通大臣は、施行日前においても、新規則の定めるところにより、放射線障害防止法第十八条の二第二項の確認を行うことができ、（罰則に関する経過措置）

第六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に

係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二六年一月二四日国土交通省令第一〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十七年一月一日から施行する。
（放射性同位元素等車両運搬規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この省令の施行の際に運搬されている放射性同位元素等については、当該運搬が終了するまでの間は、第一条の規定による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二七年六月一日国土交通省令第六一号）

この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年六月一日）から施行する。

附則（平成二七年二月一日国土交通省令第一〇号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成二八年二月二六日国土交通省令第一一九号）
この省令は、平成十九年一月一日から施行する。

附則（平成二四年三月三〇日国土交通省令第三一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。
（放射性同位元素等車両運搬規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この省令の施行の際に運搬されている放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）第二條第四項に規定する放射線発生装置から発生した同条第一項に規定する放射線によつて汚染された物については、当該運搬が終了するまでの間は、第二条の規定による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二四年九月一四日国土交通省令第七五号）抄

この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条（放射性同位元素等車両運搬規則第十八条第三項の改正規定に限る。）、第七条、第十一条及び第十二条の規定（原子力規制委員会設置法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年四月一日））

附則（平成二六年二月二六日国土交通省令第九五号）

（施行期日）
1 この省令は、平成二十七年一月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

2 この省令による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則及び核燃料物質等車両運搬規則の規定は、施行日以後に開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬について適用し、同日前に開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬については、なお従前の例による。

附則（平成三〇年一月一九日国土交通省令第三号）

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附則（平成三〇年二月二六日国土交通省令第九〇号）抄

（施行期日）
1 この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条に掲げる規定の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行する。
（放射性同位元素等車両運搬規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この省令による改正後の放射性同位元素等車両運搬規則の規定は、施行日以後に開始される放射性同位元素等の運搬について適用し、同日前に開始される放射性同位元素等の運搬については、なお従前の例による。